



<http://jssa.tsugusapo.com>

認知症などで判断能力が失われるとどうなる？

最近、電話やインターネットで簡単に商品を買うことができます。判断能力が十分ではない認知症の方が高額な商品の購入契約等をした場合に、ご本人が不利益を受けることがあります。

このような判断能力が十分ではない方について、ご本人の権利を守る後見人等を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度が成年後見制度です。

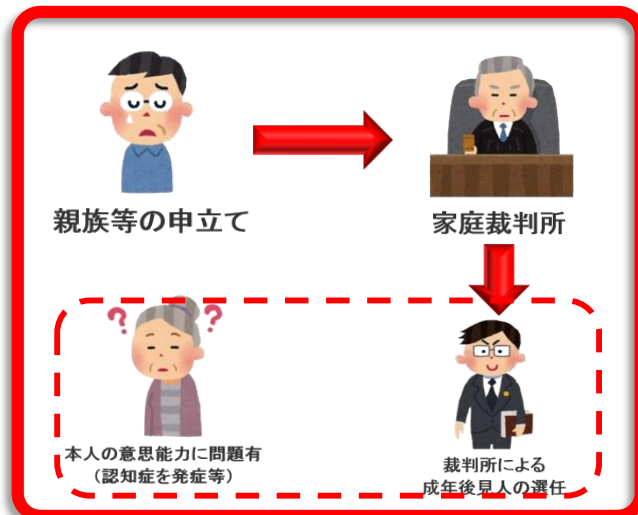
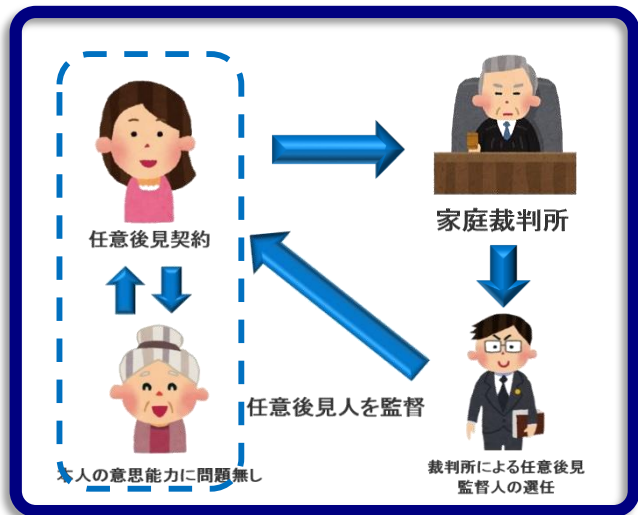
ご本人の意思能力に問題がない

成年後見制度

ご本人の意思能力に問題あり（認知症等発症）

任意後見制度

法定後見制度



後見人を自分で選べる「任意後見」で将来に備えよう！

ポイント

ご本人が将来自分が認知症などになった場合に、この人に後見人をお願いしたいという相手をあらかじめ選び、その相手を任意後見人候補者とする任意後見契約を公正証書で締結します。

成年後見の制度や手続きの方法、その他に知りたいことがございましたら、ぜひ当協会にお問い合わせください。専門家が無料でご相談にお答え致します。お一人で抱え込まず、まずはお気軽にお問い合わせください。

専門家が
アドバイス
いたします

お問い合わせは
フリーダイヤル



0120-224-555

一般社団法人日本シルバーサポート協会 神奈川支部
 〒233-0002 神奈川県横浜市港南区上大岡西1-10-9-402